

令和元年度第1回三重県障がい者差別解消支援協議会概要

日時：令和元年8月26日（月）10時から12時

場所：三重県身体障害者総合福祉センター大研修室

1（1）条例第13条に基づく事例の具体化（事例集）について （2）相談件数の状況について

《事務局より、資料1-1から資料2に基づき説明》

《委員からの主な意見》

- （1） 資料1-1の4ページ、精神障がいの方の賃貸に関する事例ですけど、知的障がいの方でもそうなのですが、グループホームだったり、地域で一人暮らしをしようと思ったとき、住居を借りるにあたってまだまだ難しい状況がある。こうした地域移行を阻むような事例は、一生懸命取り組む必要がある。
⇒（障がい福祉課）この事例では、宅建業を所管している県土整備部と連携し、連名による文書を業界団体に対して発出した。業界を所管する部局があるような案件については、担当部局と連携して対応していく。
- （2） グループホームの建設にあたり、住民の理解が得られず苦慮しているという話を聞くが、三重県でも同様の事例はあるのか。
⇒（障がい福祉課）地域の反対がある事例があることは認識している。指定にあたり、地域の同意というのは要件には含めていないので、同意がない場合であっても指定を行っているところである。地域調整については、1年2年と時間をかけてご理解いただいたというような案件もあると聞いており、県としてもアドバイスなど、できることをやっていきたいと考えている。
- （3） 就労に関する事案はないのか。
⇒（障がい福祉課）就労に関しては別の法律である障害者雇用促進法で、雇用主の合理的配慮などについて直接は労働局の方での対応となる。県としては、就労に関するご相談を相談窓口にいただいた場合は、まずは相談を受けさせていただき、連携して労働局につながせてもらう、といった対応をすることとなる。就労の分野でのこれまでの相談案件は、個人情報的な部分に関わる内容の強い事例が多く、公表事例として個人情報的な部分を分からなくして、一般事例化するというのが難しい内容のものが多いという状況である。
- （4） このような事例を具体化することで、精神障がいの方が地域で共に暮らしていくための解決の一步につながればよいと思う。また、伊勢志摩地域にはアスリードという団体があり、障がいのある子どもたちをサポートして美容院に連れていき、セットやメイクをして、写真を撮影したり、衣料店で服を選んで外出した

りといった活動を行っており、子どもたちの自信につながっている。また、今まではお店にお願いして協力いただいていたが、お店の方から声をかけていただけるようになった。このような活動を行い、地域の人たちに発信することで、障がい者に対する固定観念を払拭し、顔の見える関係を築いていくことで、少しずつ変わっていくと思う。

(5) 就労についての相談で、難病になったため会社から不当な差別を受けているということが多くある。例えば、潰瘍性大腸炎なのでトイレの近いところに席を置いてほしいと言っても、なかなかなりづらいということもある。しかし、労働局に相談に行くということは公的になるということなので、障がい者団体などの相談支援センターに相談に行かれて、その相談窓口が動かれている案件がたくさんあると思う。そういった案件は、公的な機関の相談件数に出てきていない部分で、たくさんあると思う。

(6) 今年度に入って相談件数が増えているということで、条例が推進され、大変すばらしいと思うが、現場感覚としてはまだまだ氷山の一角であると感じる。説明された事例については、的確に対応されており、安心につながると思う。事例の具体化を行い、合理的配慮を提供する側に共有することが一つの目的だと思うが、合理的配慮を受ける側にとっても、このように社会の側が取り組んでいるということを知ることによって安心につながり、また、こういったことを相談してもいいんだ、声を上げていいんだということを知ることができると思うが、そういった部分での情報共有はどのようにされているのか教えてほしい。

⇒ (障がい福祉課) 合理的配慮を受ける側への周知について、このような事例を積み上げていくことで、何が不当な差別的取扱いにあたり、何が合理的配慮にあたるのかということが、徐々に形になってきたと考えている。情報共有については、本日の議論も踏まえて、ホームページ等に掲載し、このようなケースはこのように対応していますということを公表する。条例の趣旨も踏まえて、さまざまなご意見をいただき、積極的に公表していきたいと思う。

(7) 言いたくても、公的な機関に相談するのは、さまざまなハードルがあるのかなと思う。会社の上下関係や立場の問題もある。また、学校の関係で、先生に迷惑がかかるのではないかと、人間関係が壊れてしまうのではないかとといったことを恐れて相談できないという話を聞いた。そのようなことを考えると、潜在的な相談が多くあるのではと思う。また、合理的配慮の事例については、企業側の努力等で、相談に至らず解決したという事例が現場では多く起こっていると思う。そのような上手な解決方法が挙がってきていないのはもったいないと思うので、何らかの形でそのような事例も挙がってきたらよいと思う。

- (8) 障がい者団体が相談を受けた場合、その事例をどのように県とつなげるべきなのか。障がい者団体が受けた相談件数が見えない数となっている。今後、当事者団体が受けた相談件数・内容について県に報告できるような関係性、仕組みができるべきではないかと思う。
- ⇒ (障がい福祉課) 今まで協議会に出している件数というのは、県と市町で受けた相談のみとなっているので、団体等が受けた相談についても、何らかの形で把握できるよう検討する。
- (9) 相談件数の集約にあたって、どこからどこまでが相談なのか、という点が難しい。何気なくつぶやかれたことが相談であったりするので、どのようにカウントするのかということが各団体にとって悩ましい部分かと思う。
- ⇒ (障がい福祉課) 相談窓口や団体は多岐にわたるため、合理的配慮の提供や不当な差別的取扱いに限定して報告いただくなど、カウント方法等については今後検討していく。
- (10) 例えば、会社でハラスメントが行われた場合、合理的配慮が欠けていたのか、それとも虐待なのか判断が難しい。また、就労分野において、虐待を受けたと相談に来られるケースについては、聴き取りの段階から指導権限を持つ機関に入っていたきたい。
- (11) どこまでが相談で、どこまでが虐待で、どこまでが合理的配慮の不提供なのかという部分は、聴き取り者の思いによって差異が生じてくると思う。差別解消の相談の質を統一していくためにも、市町や相談事業所を対象とした研修を実施してほしい。
- (12) その他に分類される相談内容についても公表されるのか。
- ⇒ (障がい福祉課) 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供といった差別事案以外の相談や、環境の整備に関する相談以外のものを「その他」と分類しており、その他の事案について具体的に公表することは考えていない。
- (13) 事例はホームページで公開するということだが、リーフレット等は作成しないのか。
- ⇒ (障がい福祉課) 3月に条例のリーフレットを作成しており、今後は、ホームページにおいてどういった場合にどのような配慮をすべきということが分かるようなページにしていきたい。リーフレットという方法もあるが、当面はホームページを充実させていきたいと考えている。

2 条例第 33 条に基づく相談事案の処理状況の検証について

《事務局より、資料 3-1 から資料 3-4 に基づき説明》

《委員からの主な意見》

- (1) 予算の小さい NPO 等にとっては、講演会を開く際の情報保障にかかる費用は大きな額となり、課題であるところ。
- (2) みえ出前トークにおける情報保障の費用負担について、流れがわかりやすい形で解決に向けて結果が出ているので、わかりやすく、納得する感じなので、この対応でいいかなと思う。このような形で、今まで不明確な状態で暗黙の了解でされてきた部分を、こういうふうに声が上がってくることによって、はっきりしていくというのは、とてもよい事例なのではないかなと思う。今後、他にもこのような事例があがってくるのであれば、この事例を参考にしながら進めていくと良いと思う。
- (3) 情報保障の費用負担については、個人の場合においても、誰が負担するのかについて迷う案件がある。名張市では、当事者、手話通訳者、要約筆記者の方に集まっていただくコミュニケーション会議の場で、それぞれのケースについて議論を行い、ガイドラインのようなものを作成している。
⇒（障がい福祉課）合理的配慮の事例の具体化と一緒に、今後、費用負担等の問題についても事例を積み上げていきたいと思う。
- (4) 相談対応の結果、効果があったのかという検証はされているのか。例えば、事業所に啓発のための文書を出した結果、そのとおりに取り組むことができたのか、また、取り組むにあたって問題点がどのようなどころにあるのかといった効果の確認はしているのか。また、年度を跨いで継続している案件については、初年度はこのような対応だったが、現在はここまで対応したといった経過が見えると参考になると思う。
⇒（障がい福祉課）例えば資料 3-1 の事例では、費用負担のルールを明確に整理したことが一つの効果であると考えている。資料 3-2 の事例は、一通りの相談対応を終え、「今後も何かお困りごとがあればご相談ください。」という形で相談を一旦終了しており、このような事案については、こういったところがひとつの区切りになっている。どこまで追いかけて効果を検証するかという部分は、それぞれのケースによることになる。また、複数年度に跨る事案、継続している案件については、個人情報に分からない形で一般化して見ていただく必要があるため、継続中の案件をどの段階で出していくかは慎重に検討していきたい。
- (5) 資料 3-3 で、市役所の窓口を案内した案件があるが、可能であれば、県から市の窓口に対して相談があったことを一報いただくとよいと思う。
⇒（障がい福祉課）相談を然るべきところへ丁寧につないでいくということも、相

談窓口の大切な役割であるので、つないでいく先に一報を入れるといった、より丁寧な対応を行っていく。

(6) 処理経過の検証シートも公表されるのか。

⇒ (障がい福祉課) 今回ご意見いただいた内容を反映したうえで、ホームページで公表する。

3 (1) 市町の障がい者差別解消地域支援協議会の設置等、体制整備の状況について (2) 関係機関相談窓口等について

《事務局より、資料4-1から資料6に基づき説明》

《委員からの主な意見》

(1) 地域協議会の設置状況について、未定が11市町のまま3年間動きがない状況が気になる。

(2) 73ページでは、「経営者団体と労働者団体など、立場が異なる団体を共にメンバーに加えることも有効です。」との記述があるが、74ページの表には「労働者団体」という言葉がないので、市町に対して説明する際は、「労働者団体」を加えてご説明いただきたい。

⇒ (障がい福祉課) 7月以降、未定の11市町のうち7市町を訪問して設置の働きかけを行っており、説明の中では事業主と労働者の団体を入れてくださいと説明している。74ページの表は労働者団体を明記するよう修正する。

(3) 規模の小さい町は未設置が多い。人材の面でも難しい部分はあるかと思うが、県として、複数市町による広域の地域協議会設置を働きかけるなどの支援をお願いしたい。

⇒ (障がい福祉課) 広域での設置については、当事者の市町同士が提案しづらいという部分もあるので、県が入って調整を行うなどの支援を行っていく。また、既存の自立支援協議会等を活用するというのも、ひとつの方法なので、その市町に応じた方法を県としても提案していきたい。

(4) 資料5-2の相談窓口一覧にある三重弁護士会法律相談センターの連絡先が、電話番号しか記載されていないが、聴覚障がい者の方は電話で予約することができないので、FAXやメールなど他の方法での対応が可能であれば、ぜひ記載いただきたい。

(5) 資料5-2の相談窓口一覧に記載されている各機関の相談件数は把握しているのか。

⇒ (障がい福祉課) 県と市町の相談件数のみを把握しており、障がい者団体など各

機関の相談件数までは把握できていないのが現状。各関係機関の相談窓口にも多くの相談が寄せられていると思われるが、全ての案件となると収集が付かなくなるため、条例や法に規定する相談事案を中心に、広く情報収集していきたいと思う。

4 国における、障害者差別解消法の見直し検討の動きについて

《事務局より、資料7に基づき説明》

《委員からの主な意見》

- (1) 資料7の内閣府第44回障害者政策委員会資料で、全国の自治体における条例の有無による相談件数の状況をみると、条例がある自治体は相談が増えている。やはり、条例を作っていると対応が進むであるとか、相談員を設置すると相談が増えるということで、福祉や医療というのは、供給が需要を満たすということが大事なので、このような相談窓口を設置することは、正確なニーズを把握することにつながると思う。今後は、潜在的なニーズをいかに掘り起こすかということが大事と思う。